

大分市立桃園小学校情報セキュリティポリシー

1 情報セキュリティの基本方針

児童，保護者，教職員などの個人情報及び学校運営上の重要な教育情報を保護して適切に管理・運用するためのルールを定める。

2 対象者

情報セキュリティポリシーの対象は，本校の教職員とする。

3 組織・態勢

- (1) 学校長は，すべての情報セキュリティに関する権限及び責任を負う。
- (2) 教職員は，本情報セキュリティポリシーの内容を遵守しなければならない。
- (3) 校務分掌又は委員会において情報セキュリティ担当者を置く。
- (4) 教職員は，異動・退職などの場合には，知り得た情報を校外で漏らしてはならない。
(地公法第34条)
- (5) 新任者には，情報セキュリティの研修会を行う。
- (6) システムで使用するパスワードは，他人に推測されにくいものとし，その管理は十分に行う。

4 情報機器・ネットワーク管理

- (1) 情報セキュリティ担当者は，サーバ等の管理を行い共有フォルダのバックアップを定期的に行う。
- (2) 個人のパソコンをネットワークに接続する際は，学校長の許可を得る。
- (3) 使用するパソコンにソフトウェアをインストールする場合やメモリ等を増設する場合は，情報セキュリティ担当者の許可を得る。
- (4) 校務処理を行う個人機器には，ウイルス対策ソフトをインストールする。
- (5) 不正アクセス等を防止するため，情報システムを利用するすべての者は，適切なるパスワードの管理を行わなければならない。
- (6) インターネットの利用や電子メールの利用については，教育活動に限定する。

5 個人情報の保護

- (1) 個人情報が記録されている電子媒体の外部への持ち出しについては，校長の許可を得ないで，あるいは指示に従わないで行うことを禁止する。
- (2) 個人所有のパソコンについては，校長の許可を得ないで個人情報を取り扱うことを禁止する。
- (3) 校長の許可のもと，個人所有のパソコンで個人情報を取り扱う場合には，細心の注意を払うこと。
 - ・ウイルス対策ソフト等によりセキュリティ対策を徹底する。
 - ・ファイル共有ソフトをインストールしているパソコンでの個人情報の取り扱いは行わない。
 - ・使用後は個人情報に係るデータを削除する。
 - ・パソコン及び電子媒体を車の中等、管理ができない場所に放置しない。

6 運用

- (1) 管理職及び情報セキュリティ担当者は、本ポリシーが適切に遵守されているか確認する。
また、重大なポリシー違反が明らかになった場合は、緊急時対応計画に基づいて、迅速に対応を行う。
- (2) 緊急時の対応については、管理職に連絡する。また、情報セキュリティ担当者は、原因の特定、被害や影響の範囲の把握、経過の記録などを行い、被害が拡大しないようネットワークを停止し、業者へ連絡 するなどの対応を行う。

7 評価・監査・見直し

本ポリシーは、常に実態との相違等を評価し、監査を行う。また、その結果、必要な場合は見直し及び更新を行う。